

矢吹町都市公園の都市計画決定及び変更（素案）に関する公聴会記録

1 案件の概要

矢吹町都市公園の都市計画決定及び変更に係る都市計画案

■変更：小松公園、小池公園（面積及び区域の変更）

■追加：中町ポケットパーク、田内公園、三城目学校山公園、神田公園

2 公聴会の日時及び場所

令和5年12月26日(火) 午後6時30分～

矢吹町複合施設 KOKOTTO KOKOTTO ホール

3 内容

【司会】

矢吹町
都市整備課
道路整備係長

ただいまから、都市計画法第16条第1項の規定によりまして、矢吹町都市公園の都市計画決定及び変更（素案）に関する公聴会を開催いたします。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、矢吹町都市整備課道路整備係長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。本日は、町決定6公園分の都市計画変更についての公聴会となります。ここで、議長の選任をいたします。議長の選任についてであります。公聴会は、矢吹町都市計画公聴会規則第6条において、「町長又はその指名する職員が議長として主宰する」と規定されておりますので、本規定に基づき、都市整備課長の有松を議長とさせていただきます。それでは、有松議長、よろしくお願いいたします。

【議長】

矢吹町
都市整備課長

ただいま、公聴会の議長に指名されました、矢吹町都市整備課長の有松でございます。本日は、今ほど、司会進行よりありましたとおり、都市公園の都市計画変更に関する公聴会となっております。早速、公聴会に入らせていただきますので、今回の変更に関する、公述の申し出状況を事務局から報告願います。

【事務局】

それでは、事務局であります、都市整備課都市計画係長小林より報告いたします。本公聴会の開催に先立ち、12月5日から12月19日までの計15日間において、都市計画の素案を縦覧いたしました。当該期間内における公述の申し出がなかったことを、ご報告いたします。

【議長】

矢吹町
都市整備課長

ただいま、報告がありましたように、今回の都市計画変更については、公述する方が居りませんでした。以上により、本日の議事については終了となります。ここで私は、議長の任を解かせていただきます。

【司会】
矢吹町
都市整備課
道路整備係長

ありがとうございました。以上で、本公聴会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。